

開催日：平成26年3月11日

会議名：平成26年第1回定例会（第3号3月11日）

○議長（青木義勝君） 休憩を解き、再開をします。

次に、13番、山田さんの発言を許します。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 皆さん、こんにちは。13番、山田美津代でございます。東日本の大震災、きょうで3年目。この後で鎮魂のセレモニーが開かれる予定でございますが、いまだに行方不明の方を入れますと1万8,000人の犠牲者が出て、哀悼の意と、それから一日も早い復興を願っております。でも今、復興どころか復旧も進んでいない状態です。福島では、原発の収束も進んでいません。この報道によりますと、3月11日に赤ちゃんが110人ぐらい生まれておられるんです。その赤ちゃんが、きょうで3歳になるということですが、この赤ちゃんたち、3歳になって保育所に行っている子供たちもたくさんいますが、福島のこの保育所に行っている子供たち、全然外で遊べないんです、外に出ていないんです。安齋育郎さんという方の元立命館大学教授の方のお話を聞きました。この先生は、もうしょっちゅうその福島の渡利地区のさくら保育所というところに行かれています。お散歩ができないということで、あるとき放射線量を調べまして、このルートだったら散歩ができるという、そういうルートを探しまして、2歳半ぐらいのときにお散歩に連れていったそうです。そうしたら子供たちが転倒するんです。散歩をしてないですから、転んでしまうわけです、ちょっとした段差とかで。人間というのは、二足歩行をして、きちっと立って、そして物をしゃべって、いろんな空気とか、そういうものを感じながら育っていく。そういう環境がこの福島の子供たちにはないわけなんです。そういうお話を聞いて、すごくやはり一日も早く、この原発というものをゼロにして、そしてそういう子供たちを何とかしてあげたいなというふうに思った次第です。そんなことなんですけども、子ども・子育て支援制度、これ就学前の子供たちにも激震が走っているんじゃないかなというふうに思います。

**一つ目の質問に入りますけれども、子ども・子育て新制度**、この来年の実施は無理ではないかと思えます。内閣府は、子ども・子育て新制度実施には、1兆円程度の財源が必要だと言われています。この根拠は極めて曖昧ですが、そのうち0.7兆円を充てるとしてありますが、残りの0.3兆円、どう捻出するかはまだ決まっていません。この0.7兆円もどうなるか、不透明な中での実施は、混乱を与えるのではないかと。自治体として町民に混乱と格差を与えるこの新制度、来年からの実施は財源が確定するまで先延ばしを要望していく方向を打ち出すことも必要ではないでしょうか。

また、ニーズ調査の締め切りが1月27日でしたが、どこまで実施に向けて進んでいるのでしょうか。6月とか9月議会には、実施案をまとめて出さないと来年実施とはいかない

と思いますが、それには職員の大変な作業が要ります。果たして財源も定かでない状況で、実施ができるのでしょうか。保育基準など子供たちを守った計画ができるのでしょうか。

**二つ目でございます。**

**太陽光発電を設置する町民への町としての補助体制の実施を。**

こんな原発事故が収束がしていない中で、今の安倍政権、原発を再稼働するとか、輸出をするととんでもないことをしていると思います。そういう再稼働をさせようともくろんでいるということは、極めて危険な行為だと思います。今にも大型地震がどこで起きるかと言われている、この狭い地震国日本で、再び原発を動かすことなどあってはならないことです。経済産業省が行ったパブリックコメントに届いている声にも福島原発事故の後、原発を動かすことは犯罪的、原発も戦争も、いや、即時ゼロにすべき。子供や孫を死なせたくないとあります。こうした声が相次いでいるのに、安倍内閣は原発を重要なベースロード電源と位置づけるエネルギー基本計画案を決定しました。原発事故への国民の不安と原発ゼロへの強い願いを踏みにじるものです。原発事故への反省はないのでしょうか。こうした国の姿勢を町はどう見るのですか。町としても自然エネルギーへの転換をもっと押し進めるべきではないのでしょうか。公共施設への設置計画はどうなっているのでしょうか。そして国の補助体制が平成26年3月31日で終了します。町として支援する姿勢が今こそ要るのではないのでしょうか。

**三つ目、安全に通行できる県道にするため、町として真剣に県に要望すべきでは。**

2月初めに行われた赤部の総会でも、県道の安全対策が要望されました。今井県会議員と関係者で、高田土木事務所に、河合大和高田線の改良工事の要望にも行きましたが、対応した職員は、危険なことはよくわかるが、本庁での予算措置が必要で、改良工事の優先順位が問題になってくるとのことでした。高齢者化により、今まで車を運転していた方も自転車や歩行で県道を通るようになることがふえる予想されます。先日も勝井理容店前で事故がありました。危険な県道を通らず、並行してあるもう1本脇の町道を通ればよいと言う人もおられますが、若い人はそういう迂回路を幾らでも通ろうと思えば通れますけれど、高齢者は迂回する体力がありません。また、目的地によっては、迂回できないときもあります。いつも県道を通るとき、手押し車を押して、腰を曲げながら県道の端を小さく歩いておられる高齢者をお見かけいたします。そういう方たちも子供たちも若い人も、全ての町民が安心して通行できる県道にするということを何度も私、この議会で取り上げておりますが、町はどのような改善要望を県に出されたのでしょうか。町は真剣に県に要望すべきではないのでしょうか。

**4つ目、給食の地産地消を進めるために残留農薬を心配する声もありますが、今の現状は。**

農家で自分のところが食べる分には、農薬を控えて、売る分には農薬をたくさんかけているところがあり、そういう田や畑には進入禁止の立て札が立っているのを知っているか

というお声がありました。子供たちが食べる給食に、地元でとれた新鮮で安心な野菜を食べさせたいと願う保護者の不安をかき立てるお声です。町として、その辺の調査なり状況把握をされておられるのか、お聞きします。

また、農家との連携を強める取り組みをどう考えておられますか。

この4つの点について、御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 山田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めの子ども・子育て新制度、来年度実施は無理ではないかということについてでございます。

答弁といたしまして、社会保障と税の一体改革により、消費税の増税分から約0.7兆円が子ども・子育て新支援制度に対する財源として確保されております。0.3兆円についても国がその確保に努力されるものであり、本町でも平成27年度の新制度の本格実施に向けた準備を進めているところであります。

ニーズ調査につきましては、昨年12月に第1回の子ども・子育て会議を開き、ニーズ調査項目について検討をいただき、本年1月に小学校就学前児童1,000世帯及び小学生世帯1,000世帯に対して実施いたしました。調査票の回収率は、小学校就学前児童世帯が511世帯で51.1%、小学生児童世帯が514世帯で51.4%になっており、現在、委託業者において集計を行っており、3月中旬には調査結果が出る予定であります。第2回の子ども・子育て会議を3月28日に計画しており、集計結果を報告させていただき、教育・保育のニーズ量等から事業計画について検討をいただく予定であります。議員の皆様にも調査結果は御報告させていただきます。

また、平成27年度4月からの実施のためには、本年の幼稚園・保育園の入所申し込みまでに関係する条例及び規則の整備が必要となります。できる限り早い時期に議会へ上程させていただけるよう事務を進めてまいります。

また、保育に当たって、教育・保育の提供基準や管理運営等につきましては、国が定める基準を踏まえ、町が条例で定めるもので、利用定員、就学前児童の適切な処遇の確保や健全な発達に密接に関する事項など従うべき基準と、それ以外の参酌すべき基準等をもとに、子ども・子育て会議において検討いただいた上で、議会に御審議を願うこととなります。新支援制度の実施に向け、万全の体制で臨めるよう鋭意努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

二つ目の太陽光発電を設置する町民への町としての補助体制の実施をということについてでございます。

答弁でございますが、経済産業省の「エネルギー基本計画（案）」の是非について、いわ

ゆる国の姿勢についてのお尋ねをいただいています。

所定の手続を経て、立案されたものでありますので、国の方針に対して、あるいは法令の施行等に対して、基礎自治体の裁量は、極めて限定されるものであると考えます。

内容について、本計画（案）の冒頭にも、震災と事故の被災者への心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、福島の復興・再生を全力でなし遂げる旨と政府と原子力事業者の安全神話への深い反省がつづられており、安全対策がないがしろにされ、電力供給の構造から安定エネルギーの需要のみが優先されることなく、また原子力発電の依存度についても、現存する省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化の言及もあり、これらのことから安易に原子力発電が再稼働されるものではないとの認識を持っています。

さて、我がまちの太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの問題につきましては、議員から過去にも再三の御質問や御提案をいただいております。終始、答弁として、町の施設については、大規模修繕等の機会を捉えて考慮していきたい旨の考えと太陽光発電装置設置促進に係る支援につきましては、経済産業省所管の法人が実施している制度とあわせて、奈良県が既存の利子補給と無利子融資にかわる新しい補助金制度を実施していますので、問い合わせ等があれば、こちらの活用を御案内させていただくことをお伝えしてまいりました。

計画としては、まず個人住宅については、個々の住居耐震補強を先に施工していただき、強靱な「町」をつくり上げ、補強された家屋に太陽光パネル等を設置するスタイルで進めていきたいと思っています。

その住居耐震補強やパネル等の機材については、改めて町の補助も検討する方針としたいと存じます。

引き続き、国の動向を注視しながら、近隣自治体の状況も踏まえて、将来の再生可能エネルギーの利用拡大と環境に配慮した取り組みの推進を考慮してまいりますので、申し添えます。

次に、三つ目の安全に通行できる県道にするため、町として真剣に要望すべきではということでございます。

県道河合大和高田線の修繕等につきましては、一部大字から要望書が奈良県高田土木事務所に出され協議し、工事实施していただいておりますが、同路線の改良工事につきましては、道路周辺に家屋が建ち並び、拡幅は難しいと考えますが、道路周辺地域の声を大切に地元からの要望として、機会あるごとに奈良県高田土木事務所に要望を実施しているところであります。しかしながら、抜本策が今のところないというのも現状であります。安全対策のため、できることから進めていただくようお願いを続けてまいります。

4つ目の給食の地産地消を進めるために、残留農薬を心配する声があるということについてでございます。

給食の地産地消を進めるために、残留農薬を心配する声もありますが、今の現状はどう

かとの御質問でございます。

学校給食の食材については、年1回、農薬、食品添加物、O157、その他の食中毒菌の検査を実施しています。今後とも安全で安心な学校給食を提供してまいります。

農家の方は栽培に当たっては、収穫や農薬散布、出荷など作業情報を記録し、適切に保管・管理されています。

また、農薬使用について、JAでは会議や研修会の折に、農家の方へ農薬の適正使用について周知をされております。

本町のはしお元氣村朝市でも、中部農林振興事務所に講師を依頼し、年1回農薬適正使用講習会を開催し、指導いただいています。さらに、市場や直売所へは、抜き打ちで県のほうから残留農薬検査を実施されています。

来年度から、農業塾も開設し、新規就農者を募集することとしており、広陵町のブランドとして、安心で栄養価の高い野菜づくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、問い1に対して、2回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 御答弁ありがとうございます。

安倍政権が、この2015年から導入を狙う子ども・子育て支援制度で、予算額が足りないということが明らかとなって大問題になっているわけですね。これは放置してきた政府、この厚生労働省の説明では、待機児童解消へ40万人分の受け皿をふやすための整備など、量の拡充に4,273億円、職員の配置基準や給与改善など質の改善に6,865億円の計1兆1,138億円かかるとしています。ところが政府は、これまで消費税の増税分から7,000億円を充てることしか示していません。1兆1,138億円に約4,000億円も足りない計算になります。しかも7,000億円は、消費税率を10%に引き上げた時点での予算額です。また厚労省は量の拡充を優先する方針で、質の改善を先送りする案を示しています。安倍政権は待機児童解消加速化プランを打ち出し、各自治体に整備目標を出させていますが、財源が保障されるのか。このままでは整備が進められないとの声が自治体から上がっています。もともとこの新制度の導入を決めた民主党政権時代から1兆円以上が必要とされていたにもかかわらず、財源確保を先送りしてきた安倍政権の責任は問われています。40万人の受け皿で、待機児童を解消できる保障はありません。待機児童とされるのは、認可保育所に申し込んでも入所できない児童ですが、諦めたり、認可外施設で入所待ちの児童は入っていません。現在、認可外にも20万人近い子供が入所しており、潜在的な待機児童はもっと多いと指摘があります。

質の改善についても、幼稚園教諭や保育士の給与月額を、全職種の平均並みに改善するには、8,565億円、11時間の保育標準時間を保障する保育単価の引き上げには3,

000億円かかりますが、これらは一切含まれていません。

さらに、この新制度では、新たに地域型保育として、これまで公費投入の対象外であった認可外の施設も対象になりますが、国が示しているのは、人員基準のみ、面積基準や園庭、調理室などは参酌基準として、自治体任せになります。人員基準でも小規模保育B型では、有資格者がたった半数以上であればよいとされています。不十分な職員体制のもとで、子供の死亡事故まで起きている中で、保育基準を引き下げて、量的拡充を図ることは本末転倒ではないでしょうか。子ども・子育て会議メンバー33人のうち、31人が政府の責任で、財源確保をするよう求めるなど、財源確保を求める声が広がっています。日本は、教育や保育など、子供にかかる予算が欧米諸国に比べても、圧倒的に低く、抜本的にふやすことが必要です。

しかし、消費税をさらに増税すれば、保護者の負担をさらにふやすだけで、子育て支援に逆行します。そして、町長は施政方針では、子ども・子育て支援法は、子育てをめぐるさまざまな課題を解決して、全ての子供に良質な育成環境を保障し、子供たちが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものとありましたけれども、本気でこの子育て支援法の中身を見て述べておられるのでしょうか。

国は、子供の命を軽視する施策を待機児童解消の名のもとに実施させるとしています。狭い保育室で園庭もない、安全基準も曖昧な賃貸スペースを容認した小規模保育施設や家庭的保育施設を増設し、保育士資格を持たない簡易研修を受けただけで保育に当たる保育ママ、家庭的保育士ですね、その保育ママの活用など、子供を安心して産み、育てていくという若い世代のお父さんやお母さんが望んでいる子育て環境にほど遠い地域型保育事業を推進しようとしています。

また、この新制度は、保育士が足りないなら、資格要件を緩和すればよいという安易な考え方です。0歳児から2歳児の保育は、専門的知識をより必要とし、保育事故の多くが0歳から2歳児に集中している事実があるにもかかわらず、資格者の割合を引き下げるということは、国が子供たちの命を軽視しており、許されるものではありません。2月22日に大阪で行われました自治体保育労働者の全国大会で報告をされていましたが、ラッコランド京橋園で、4カ月の男児がうつ伏せ寝での放置により死亡した事故では、無資格の保育士が2人で何と17人の乳幼児を見ていたといいます。待機児童の緩和という名目で進められている保育の規制緩和で保育事故の増加が懸念されます。保育の質は、保育者の専門性によるところが大きく、専門性を高めるには、継続して働き続けることができる条件が必要です。現在の起業率、保育施設の実態から明らかなように、利益を株主に配当することを使命とする企業は、人件費を中心に徹底したコストカットを断行して、余剰金をつくり出します。

また共済保険のような訪問型病児保育を開始した企業やNPOの法人もあり、会員になって月会費を払えば、子供が病気のとときにスタッフを派遣するもので、利用すると月会費が上がる自動車保険のような仕組みを導入しているところもあります。このような事業を

ふやすことは、そこで利益を上げる企業をふやし、質の低い保育を広げてしまいます。保育の企業化、市場化はこういうところにも影響を及ぼすのです。

新制度では、施設型給付の施設、幼稚園とか保育所、認定こども園、それと地域型保育給付の施設事業、小規模保育事業、家庭福祉員、事業所内保育施設などですが、今まで以上に多様な施設が給付を受給できる施設になります。施設事業ごとに公定価格、公定価格というのは給付額プラス利用料のことで、この公定価格を決め、それに基づいて利用者に現金を支給する仕組みですが、これは個人への給付ですが、実際には、法定代理受領で施設に給付されます。なぜ、今までの補助から給付なのかは、国、自治体の責任を後退させて、利用者の自己責任にしていく側面と、利用者という回路をつくり、税金を営利企業に流せる側面があります。国からのお金が減る、保育の質の向上は見込めない、保育士さんの資格はなくていい、保育基準は緩和される。これで町長の全ての子供に良質な育成環境を保障することができますか。

また、この新制度、来年から実施となれば、この秋には、先ほど町長の答弁にもありましたけど、毎年のことですが、秋には募集しなければなりません。スケジュール的というと、6月議会には条例提出が要るのではないんですか。ニーズ調査は1月末で終わって、集計を出したところでしょう。国の制度設計がおくれたこともあり、間に合うんでしょうか。間に合わせるために、子供たちへの保育基準や施設基準などの考え方が後退するのだけは避けてほしいんです。その辺のところ、どうでしょうか、宮田部長！

○議長（青木義勝君） 宮田福祉部長！

○福祉部長（宮田 宏君） まずスケジュール的なもの、まだまだそれはこれからのことですので、あれですけれども、簡単なスケジュールといたしましては、今現在、集計作業がほぼ終わっているかと思えます。3月28日の金曜日に第2回目の子ども・子育て会議を実施させていただきます。そこにおいて集計結果等を、また今後の検討をいただき、先ほど町長の答弁でもありましたように、さまざまな検討をいただくということになります。

第2回目が終わりましたら、第3回目につきましては、6月ぐらいを予定をいたしております。第4回目が12月、最終日が来年の2月ぐらいの会議の予定をいたしております。その間に出てきます事務としましては、今申しあげましたニーズ調査の分析調査の結果、集計結果を行い、需要量の報告を行いながら計画を策定していくということになります。

第2回目の中で、事業計画内容の骨子なりを協議をいただくということになるかと思えます。

あと、先ほども議員さんおっしゃいましたけども、来年度に向けた入園の申し込みというのが幼稚園であれば9月、保育所であれば10月、例年そういう時期に始まりますので、そこまでにはシステムの導入を図っていきたいというふうに考えております。ただ、シス

テム自身が総合的にできたものであるのかどうかというのは、今、2市4町の会議の中で多分検討されていると思います。システムについては、2市4町、共通のシステムになると思いますので、その中の部会で検討して、構成をされていくと。ただ、全てが9月だったら9月の段階にリリースされるのかどうかというのは、ちょっと今確認はできておりませんが、少なくとも段階的な形でリリースはされていくのかなというふうに、これはあくまでも私の個人的な推測ですが、推測しております。

そういうふうな大まかなスケジュールの中で、ただ、先ほど申しておられました6月議会に大体の利益関係の上程をされるのではないかとということでございます。普通でいけば、そうなってくると思います。それに基づいて、9月以降の事務が進んでいくということになるかと思えます。それに向けて、今鋭意、職員努力しておりますので、また案ができましたら、適切な時期に議会のほうに上程をさせていただいて御審議をいただくということになるかと思えます。

それと財源について、御心配をいただいております。これとて残念ながら、市町村がどうこうできる問題ではないです。大きな問題ですので、国においてしっかりと財源を確保していただく。またそれに町としても確保するように要望をしていくということで取り組んでまいりたいと思えます。

以上でよろしいですか。

○議長（青木義勝君） よろしいですか。

それでは、3回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 資料を置いていますので、これを見ながら聞いていただけたらと思えます。

1枚目をめくっていただいて、2枚目と3枚目が、この子ども・子育て支援に関する資料を置いておきました。

この新制度にかかわっておられる職員の方は何人ぐらいおられるのか。ある大学の先生によりますと、職員死ぬ人出てくるん違うかといって心配されている方もおられたんです。それだけ大変な転換で、大変な作業だと思うんです。この新制度の中身も本当にいろんな問題があるんですけども、この新制度では、要保育度の認定限度の時間を超えた利用については、保育実施責任が問えなくなり、利用時間によって、保育実施の行政責任に有無が生じる奇妙な事態が懸念されます。保護者が短時間利用の認定により、就労を断念することが起きれば、貧困が増すことになってしまいます。この保育の必要性の認定では、国において、まだ時間区分が明確になっていませんけれども、基本は保護者の就労時間が子供の受ける保育時間になり、3歳以上児の場合は、基本の保育時間が全ての子供に保障されますけど、3歳未満児は、保護者の就労が必ず必要になります。そのため、社会的支援の



必要な子供や障害のある子供など、その子にとって保育が必要であるような子供が入所できない、そういう可能性があります。少なくとも今の保育所で保障されている保育については、後退がされないようにしていただきたいと思います。保護者は、その認定をもらうと、保育施設を探しに行かなければなりません。保育所においては、そのまま市町村で入所申し込みを行い、手続を進めることができますけど、保育所以外の保育施設を希望する場合は、市町村は利用の調整やあっせんはするものの、保育の利用、そのものを保障する責任はありません。そのため、保育所以外で各家庭に見合った保育を探そうと思えば、保護者自身で探さなければなりません。子供も保育を受ける権利があり、保護者も保育所で保育指導を受ける権利があるということは、大切なことです。入所してから保護者同士や、保育職員とのかかわりの中で、仕事と育児、家庭との両立を模索し、自身も親としての成長を深めていきます。現行制度は、こうした保護者としての成長を保障してきたんですけども、新制度では、保育指導を受ける権利世帯よりも、むしろ保育サービスを受ける消費者としての性格が強まってしまいます。そして、保護者同士のつながりや共同を促していた保護者会、これの結成が難しくなるんじゃないかと言われています。これまで保護者会として、園の行事をサポートしたり、時には保護者の声を束ねて園に要望を出したり、保護者会独自で学習会や講演会をしたり、他の保護者の声に耳を傾けて、子育ての苦労や楽しさを共感し合ったり、年長クラスでは、就学に向けての心構えや準備すべきことを学んだり、保護者がともに力を合わせることで、親として成長する機会がありました。この保護者同士の支え合いの役割は本当に大切なものだと思います。私も3人の子供を保育所に預けて成長させていただいたんじゃないかなと思っています。これが新制度になり、保育の認定が制度化されると、各家庭の就労時間により、保育を受ける時間がばらばらになるため、保護者同士がつながる時間や場づくりが困難になります。この支援法、大枠は国が決めるんですよ。でも実際に実施するのは市町村です。この新制度の見本は、介護保険制度ですけど、介護保険に比べると市町村の裁量権、格段に大きくなっていますね。介護保険は、一般会計からの繰り入れができませんけど、新制度の会計、一般会計に含まれるため、裁量権が大きいのです。国が運営費の目安として、どの程度の金額を示すかは、まだわかりませんが、もし市町村が国の基準よりも高い基準で運営をしようとした場合、市町村は独自の財源を確保しなければなりません。でも、この財源さえ確保できれば、市町村は国が示した目安を越えて、新制度を運用することが可能です。子供は未来の宝です。子供たちへの財源の確保は、自治体の覚悟次第です。町民に納得していただく努力次第で確保できるのではないのでしょうか。新制度では、国が定める最低基準などはあくまでも目安です。実際の最低基準は、県か市町村が条例で定めます。市町村に委ねられている権限が大きく、それを適切な視点で利用すれば、新制度の枠内であってもかなりのことができるのではないのでしょうか。財源問題、そして来年からの実施に向けての保護者への認知問題や最低基準など抱える問題は膨大です。肝心の国が決まっていないことが多い中で、市町村は実施しなければならないスケジュールを立てなければならない。そこに置いてけば

りされるのは、子供たちと保護者だと思います。国が決めたことだからと肅々と移行させるのではなく、あくまでも広陵町の子供たちにとってよい基準を守るために、この新制度への移行、先ほど述べたように、財源も不確かな中、先延ばしにするか、廃止にするか、自治体として無理なものは無理と声を上げていくことも大事なんではないでしょうか。そして、前に認定こども園ですね、この間の5日ですか、認定こども園を考えておられると、宮田部長言っておられましたけど、資料を見ていただきましたら、この支援法とこども園は、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としているという、保育指針の保育所の役割に対して、全く考慮していません。こども園では、満3歳以上の受け入れを義務づけ、標準的な教育時間の学校教育を全ての子供に保障する教育を行い、保育を必要とする子供には、学校教育に加えて、保護者の就労時間等に応じて保育を保障している。また、3歳未満児については、保育を保障するとした、つまり3歳以上は教育をするが、3歳未満はその対象ではない。また、3歳以上児でも、標準的な教育時間以外、具体的には延長保育等の時間は教育ではなく、保育の対象になるとしています。この考え方は、学校教育法に基づく幼稚園が義務教育と保育、保育所が養護と教育と位置づけてきた幼稚園教育要領や保育指針の概念を意図的に変え、同一施設で実施する活動を年齢や時間によって、教育と保育に区別して行うことを正当化させようとしています。子供の活動は、教育的側面と保育的側面が一体として行われ、相互に関係して展開するものであり、教育と保育を区別する必然性などどこを見ても探すことができないものであると愛知江南短期大学の保育者養成校の教授の藤原辰志先生は、苦慮されていると述べておられます。だから、子供たちにしわ寄せが来る認定こども園、これをよく検討もしないで、国の方針だからとしての導入は避けなければいけないと思います。そのところいかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

宮田福祉部長！

○福祉部長（宮田 宏君） 第1点目、新制度にかかわっている職員は何名おるのかというお尋ねでございました。

これは課長以下、補佐、次長、主任、担当2名、これは当然一つの課の中で動いておりますので、相互にやっぱり連携をしながら対応をさせていただいております。

それ以外、今、数々のことをお聞かせいただきましたけれども、現在の保育の状況の質なり、状況を落とすことなく、さらに質を上げるという努力は当然必要です。そういう方向での新制度の中での運用を考えております。認定こども園につきましては、当然社会というか、今の流れとしてはそういう方向にあるということは事実だと思います。しっかりと今の広陵町の現状、また近隣の動向等もまた踏まえながら、認定こども園、または保育園、幼稚園の運営の仕方について、考えていきたいですし、また教育委員会ともしっかりと

と協議をし、子ども・子育て会議の中でも検討をいただき、進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（青木義勝君） 次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） ことは子どもの権利条約批准20周年に当たります。みずから声を上げることができない幼い子供たちのために、全ての子供たちが安心して生きる権利、質の高い保育を受けることができるよう、町としてできる限りのことをお願いして、次の質問に移ります。

太陽光発電の2回目の質問です。

奈良県内の市町村で、独自の補助制度を設けているところは、好調に申請がされています。これも資料につけておきました。家庭用太陽光発電システム設置助成事業実施状況を見ていただけたらと思います。

大和高田市は継続、天理市は中止、橿原市は検討中、桜井市継続、生駒市継続、宇陀市継続、県は太陽光パネル単体補助は終了、蓄電池設置など、太陽光発電利用高度化を支援となっています。

以前の質問への答弁では、国や県の補助制度を利用してください。今回の答弁でも、経済産業省所管の法人が実施している制度とあわせて、県が既存の利子補給と無利子融資にかわる新しい補助金制度を実施していますので、こちらの活用を御案内させていただくことをと書いてありますけれども、町長、やっぱりこの太陽光発電の補助とか、こういうのは町のエネルギー政策への姿勢が問われていると思うんです。パネルが普及して、以前より安くなってきているそうです。1件5万円の補助で、100件で500万円、50件で250万円です。こういう施策に、町のエネルギー政策の姿勢が出ると思うんです。児童2人乗り自転車の補助も終わってしまいました。たしか80万円ぐらいの予算だったと思うんですが、消費税が上がり、町民の生活が厳しくなる今、今度はこのエネルギーへの補助で、県民への援助をお願いしたいと思いますが、再度お伺いいたします。いかがでしょうか。町へのエネルギー政策への姿勢が問われていると思うんですけれども、やはりこういう町民への補助ということを考えていく。こういうことはできないでしょうか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） お答えを申し上げます。

町長が1回目といたしますか、答弁いただいた内容に、そこに基本的な町の姿勢というのは、網羅をさせていただいているとかように考えてございます。

町の方針といたしましては、まず強靱なまちというか、耐震のそういう機能を備えていないところに、屋根にパネルとかをつけるというようなことはどういうことかというのは、申すまでもないことだと思います。町といたしまして、今まで公共施設のそういう改修の段階で、過去にも御答弁させていただいておりますけれども、何もそのまま放置していたわけではなしに、研究をさせていただきましたところ、中央公民館につきましては、40年を経過しております。そういうものを乗せることによる強度不足というところで断念をいたしました。図書館につきましても、新しいようで、もう17年が経過しております。屋根の形状が非常に複雑というところで、これも何が何でも乗せるんだというそんなものではございませんので、これも断念をいたしました。引き続き、小・中学校等でも研究しておりますけれども、そういったところで対応できるところについては、検討ももちろんさせていただいております。まず、そういう耐震機能を備えて、そこからやるんだと、御質問の中には、そのエネルギーの基本計画を引き合いに出していただいております。国のそういう補助も、平成26年度は継続されないと。これは経済産業省そのものが、もう国で予算要求をしていないというような状況でございます。一つのこのエネルギーに関しての、そういう太陽光発電に対しての売電の単価等の議論もあるみたいでございます。一つのちょっと変換期ではないかと。町としては、そのように捉えております。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

3回目の質問です。

○13番（山田美津代君） 町内でも空き地を利用して、太陽光発電を設置している箇所がふえてきました。町民のエネルギーへの関心の高さがうかがえるのではないかと思います。それに引きかえ、町のこの自然エネルギーへの取り組みの弱さが目立つのではないのでしょうか。その住居耐震補強やパネル等の機材については、改めて町の補助も検討する方針というふうに答弁いただいておりますが、これどのくらいの補助を考えておられるのでしょうか。

下水道料金が上がって、給食費の値上げ案、国保の値上げ案、また介護保険や後期高齢者も値上げが待っています。本当に町民の暮らしは大変です。その中で、エネルギー問題に関心がある御家庭はいろいろ工夫してお暮らしです。せめて消費税分だけでも補助してくれたらと思う町民は多いと思いますが、その辺のこの補助のことをどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（青木義勝君） 池端生活部長！

○生活部長（池端徳隆君） 県のほうの補助が1件当たり8万円と、市町村は5万円というところが多いです。当然に重複して御利用というのか、申請をいただけるものと理解してございます。もしというか、仮定の話として、町がそれを実施するとすれば、やはり後発ですけども、そのやっぱり近隣というか、市町村のところは基準というのか、その辺のところから考えなければならないというふうに理解はいたします。お答えになりましたでしょうか。

○議長（青木義勝君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 私が考えておりますのは、太陽光発電だけでなしに、住宅の耐震補強とセットをお願いをしたいと思っております。耐震補強もなかなか進んでおりません。耐震診断もわずかな件数になってございますので、地震に強いまちをつくるためには、やはり耐震性のない住宅をしっかりと補強をしていただいて、そこに太陽光パネルを乗せていただく。また地震保険もしっかり加入していただいて、いざというときに備えていただいた住宅について、補助するというのでなしに、固定資産税の減免等で何らかに対応できないのかなと思っております。といいますのは、もう既に太陽光パネルを乗せていただいている人たちに応援ができませんので、先にやっけていただいている方も、その支援ができるように、その基準を示して耐震補強と太陽光パネルと両方進めていただけるように仕組みを考えていきたいと思っておりますので、また御相談申し上げたいと思っております。

○議長（青木義勝君） よろしいですか。

それでは、次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） そういう町長のお考えをぜひ町民に、町もきちっとエネルギー政策を持っているんだということでお示しをいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

県道の問題です。

県の資料、また資料をここに付けているんですけども、県の資料1枚目なんですが、ネットで調べると道路の走りやすさマップなども出ていて、道路の走りやすさにランクをつけて色分けしています。

とても走りやすいSは、2車線以上で5キロにわたり、カーブや勾配が緩やか。

走りやすいAは、2車線以上の道路で、カーブ、勾配が緩やか、両側に自転車が走れる歩道があり、カーブが緩やか、路肩も広い。

Bは、2車線以上で緩やかでないカーブ、勾配が多少ある、少なくとも片側に歩道がある、路肩が狭いところがある。

Cは、離合できる道路、急カーブ、急勾配があり、片側歩道、または歩道がない。

Dは、1車線の道路で、急カーブ、路肩が狭い、歩道がない。

道路の走りやすさによって6段階に分かれています。

まさに、この河合大和高田線、安部の急カーブがあり、歩道はない。とても走りにくい道路です。走りにくいということは、事故の危険性も多い。歩行者にとっても危険な道路となります。

県の別の資料に、奈良県安心歩行空間整備方針の概要が載っています。これは、県が重点的に歩行空間整備を進める経路として、歩行空間が確保されている児童の通学路やバリアフリー基本構想における生活道路、世界遺産、ちょっとそれは資料はないんですけども、世界遺産地域の周遊観光を促進するための経路、その他市町村のまちづくり計画等に位置づけられた経路、この方針が出されていて、その中のバリアフリー基本構想を策定した市が、たった2市、橿原市と葛城市のみで、全国と比べると低い策定率と課題が提起されています。市町村の財政的な負担、組織内の調整、作成ノウハウの不足などによる取り組み体制へのおくれが顕著であるとされています。そして、このバリアフリー基本構想における生活関連経路及び市町村のまちづくり計画等に位置づけられた経路が重点的に整備を推進する路線とされています。町としてやはり計画を持って、県に要望する姿勢が欠けていると思います。とても危険な道路だけど、県道だからどうしようもないという認識ではないのでしょうか。この歩行空間整備への県の取り組みとして、生活圈道路については、歩道拡幅等の抜本対策を基本としてベンチ等の休憩施設をあわせて整備、基本構想の策定に向けて協議会を設置し、点検を行った経路については、基本構想策定に至るまでに側溝対策を実施、また未策定の市町村に対し、基本構想の策定に関する情報提供や講習会開催等の技術的な支援を実施、そして県立施設の周辺では、県みずから点検や資料提供を行うことで市町村が基本構想の策定を進めやすいように積極的に協力とあります。河合大和高田線には、馬見丘陵公園、県の県立の施設があります。ぜひこの安全な県道にするための基本構想を県と一緒に策定していただきたい。危険な道路という認識を持っていけば、広陵農協東側に店舗ができたときに、用地買収を県に働きかけることができたのではないですか。また、馬見川が一級河川だから何もできないと、手をこまねいているのではなく、県道沿いを普通河川にして、農協横にふたをしたら広く通れるようになるなど、安全対策を優先するなど、根本的な対策が必要です。赤部も狩森住宅前の側溝にふたをして、広く通れるようにできるとか、そういう案をぜひ県に示していただいて、そして要望を具体的に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

北橋事業部長！

○事業部長（北橋邦夫君） ただいま山田議員のほうから資料を提供いただいて、何点か

御指摘をいただきました。

まず問題となっております河合大和高田線でございますが、町長の答弁にもございましたように、現状、県道ということで、県のやっぱり考え方というか、方針もございます。町といたしましても地元の要望を交えまして、引き続き強く高田土木のほうに要望していきたいというふうに考えております。

それとあと、歩行者の空間整備ということも御指摘でございます。ただ、現状の県道を議員も御承知かと思えます。私も承知はしております、地元ですので。現状を見た場合に、改良というのはなかなか難しいというのも私も思っておりますし、県当局もそういうふうに考えているのかなど。ただ、そうであって、放置しておくのではなく、できることから安全対策を図っていききたいというふうに考えております。そして、またちょっと話が変わるんですが、通学路対策の一環といたしましても、定期的に年に1回、関係機関が寄りまして、そういう安全対策も含めて検討しております。それにつきましても順次、国のほうの補助もつくということですので、それを踏まえて、そういう補助制度というのも活用しながら、そういった整備もあわせて考えていききたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、3回目の質問です。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 安全対策のため、できることから進めていきたいって、そのできるところってどんなことがあるのか、具体的にお聞かせいただきたいんです。

王寺小学校から駅までの国道168号線、とても広く走りやすくなってきています。用地買収などが進み、数十年の計画が実現できているのには、やっぱり国、県、町の協働の策定計画があつてのことではないですか。県の資料で交通量、42年ごろには減ってくると予想されています。その原因は高齢化が進むからというもの。交通量が減るのは、車が減るからいいんじゃないかじゃないんです。今まで車を運転していた人たちが歩行者になるんです。自転車を乗るようになるんです。手押し車のお年寄りがふえる。そういう人たちがふえても安心して通れる道路にするため、路肩の改修や側溝のふたなど、正相は道の端を改修して大分通行しやすくなったんです。あのように安全に通行できるよう、計画を持って、県に要望する。安部の急カーブも用地買収を含めて緩やかなカーブにする。そういう方策がないか、真剣に検討していただきたいと思えます。いかがですか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

北橋事業部長！

○事業部長（北橋邦夫君） 非常に厳しい質問でお答えにくいんですが、具体的に何をや

るんだということですが、まずやれるとすると、やっぱり今の現状の交通量調査、通行がどれだけ、あるいは歩行者、あるいは自転車等々のそういう通行者がどれだけ利用されているのか。またお年寄りが、さっきおっしゃったように乳母車というか、そういうのを押し通られる方、そういう弱者の方ですね、通られるのがどれぐらいの数がおられるのか、そういうふうな方のもろもろ、交通量調査をまずさせていただいて、あと定期的に、またそういう地域の方のボランティアなりにも協力を得て、巡回というか、立哨というか、そういうのも一つの方策かなと。あとできる部分があれば、ラインですね、横断歩道とか、あるいは明示のそういう部分を提示するというか、ラインを引いてもらうと、そういうのも一つの方法かなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（青木義勝君） 次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 同じ地元の赤部のために、ぜひよろしくお願ひします。

日本で行われている農薬、5,500種類ほどです。農薬を使用するには、次の三つの条件を満たさなければなりません。人間に対する急性毒性が低いこと。環境中で分解されやすいこと。目的とする病虫害や雑草の駆除には役立つが、その周辺にいる生物にできるだけ影響を与えないこと。そして農薬には、半減期が問題となります。もともと多少の毒性があるのは、仕方がないことですが、収穫して、食卓に上がるまでに分解して無毒になってくれればよいという考え方です。今より30年ぐらい前は、安全性が少なく、有吉佐和子さんが「複合汚染」を書いた1978年ごろには、日本の畑では欧米の10倍ほどの農薬の使用がされていました。ですから、かなり危険だったかもしれません。でも、今は農薬の残留基準、ポジティブリスト制で決められています。従来食品に使用される残留農薬は、ネガティブリスト制でした。この制度は、原則規制がなく、自由な枠組みの中で指定された農薬についてのみリスト化し、そこに記載された農薬だけに残留農薬基準が設定されていました。この基準値を超えて残留農薬が検出された農作物は、流通が禁止されます。しかし、この制度では、残留農薬基準が決められていない農薬では、規制の対象外となるために、流通することができてしまっていました。そこで食品の安全性をより徹底して確保するために、導入されたのが、残留農薬の設定されていない農薬が残留する食品の流通を禁止する、このポジティブリスト制です。つまり、ネガティブリスト制が残留してはいけないものを一覧表に示すのに対して、このポジティブリスト制は、残留を認めるもののみを一覧表に示すものです。残留基準の設定されている農薬については、その基準範囲内であれば、作物への残留は認めます。残留基準の設定されていない農薬の残留は原則禁止するということです。農業者自身もできるだけ使用したくない。でも、病虫害の発生を抑えなければならないとの思いだと思います。県も町も指導されているという御回答をいただきましたけれども、町長の施政方針で、農業塾のことが提案されて、議員の間で



も関心が高く、お二人質問されました。このような残留農薬への偏見がいつまでもあると、新規に農業に従事する方も二の足を踏んでしまうのではないかと思います。きっちり町が答弁されたように、農家の方は栽培に当たっては、収穫や農薬散布、出荷など、作業情報を記録し、適切に保管・管理されているという、こういうことをもっと訴えていくことが必要かなというふうに思います。私もそれを調べました。幸い会合などできちんと氏名とか、登録番号、用途、実施日、希釈倍率、10アール当たり何リットルかなど表で提出することになっているそうです。町内の出荷組合では、放射性物質、セシウム134とか、セシウム137の数値まで計測して、保健所から検出しない、そういう書類をもらって農作物の出荷をしているそうです。農家と町の連携で、安心して地元野菜の利用を広げ、直売による安い品物の活用を可能にすること。取り組みをすれば、経費を安く抑えることができます。中学校給食実施に伴い、町内の給食に地産地消の安全・安心で低価格の農産物が仕入れられるよう、町も努力をお願いしたいと思いますが、その努力を無駄にするのがTPPなんです。このTPPが合意すれば、アメリカからいろんな食品が日本に入ってきます。日本の基準以上の農薬をかけられたものや、安全基準が変わってくるし、緩和されてしまうおそれがあります。このTPP参加は撤退するしかないということを表明して、私の質問を終わらせていただきます。御答弁は、十分これでいただきましたので、結構でございます。ありがとうございます。

○議長（青木義勝君） わかりました。

それでは、以上で山田さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。